

法人販社主体の全配協へ 強引になされた定款変更に非難の声

発行：日本置き薬協会 事務局

一般社団法人化に向けて事務手続きを進めていた全国配置家庭薬協会は、登記が完了したことを傘下の製薬、配置各団体へ案内した。名称は「一般社団法人全国配置薬協会」。

この案内文には、同協会の定款が添付されていたが、この定款が全配協正副会長会だけで審議決定された内容として物議を呼んでいる。

定款によると社員（会員）は、

- 一、全国又は各都道府県を区域とする配置薬製造業者を構成員とする法人又は団体
- 二、全国又は各都道府県を区域とする配置販売業者並びに配置員を構成員とする法人
- 三、各都道府県を区域とする配置薬製造業者及び配置販売業者並びに配置員を構成員とする法人又は団体
- 四、一及び二の法人又は団体が当該都道府県の区域にない地域等の配置薬製造業者及び配置販売業者である法人、の四種類。

従来の全配協加入会員では、一と二、三は生産県の製薬・配置団体、三は各県配置協議会、協会を指し、四は生産県製薬団体が存在しない山形県の協同薬品工業、大阪府の常盤薬品工業等が該当する。そして会員は、製薬部会又は配置部会のいずれかに所属すると規定。

これに対して、一部の都道府県協議会役員から異論が出されている。

それは「従来の全配協は製薬部会と配置部会という製販二つの組織でなりたっていて、7月までは全配協の一般社団法人化はその従来通りの全配協を法人登記すると説明されていた。ところが最終定款は全然そうになっていない。しかも組織の最重要要点である構成員が変更されてしまっている。最終決定定款ではいずれも『法人又は団体』に変更されてしまっている。

最終定款では、法人配置販社は各都道府県協議会に加入しなくても全配協会員になれるとなる。協議会未加入の法人販社の全配協会員を許容するとした法人販社会の案は、7月に各都道府県配置協議会の圧倒的反対多数で否決されている。ところが最終定款ではそれが許容される定款に変更されてしまっている。

従来と同じ会員構成で法人に移行するなら問題ないが、違う会員構成となる組織に、従来の全配協と全配協配置部会の剰余金を移行するのは、常識的に有りえない、窃盗行為に等しいものではないか」

「全配協正副会長会では、定款に係わる最終決定は出来ない。定款変更は総会特別決議事項だ。司法書士や公証人の助言で定款変更を総会に諮らずに変更したなどの説明は論外中の論外。とても通用しない。理事会にも総会にも諮らないで、いきなり定款変更を正副会長の中だけで承認し、そして、それを突然送りつけ、さらに入会の可否を書面でいきなり問うとは、言語道断」と感情を露にしている。

なお、旧全配協グループの一部では訴訟手続きの準備を進めている。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協
